

平成25年度第2回島田市個人情報保護審議会議事録

1 開催日時

平成25年11月13日（水）午後2時00分から午後4時10分まで

2 出席者

(1) 審議会委員

恒川会長、今村委員、尾村委員、杉本委員、田代委員

(2) 事務局

渡辺副市長、三浦総務部長、杉村総務課長、佐藤課長補佐、杉本、藤本

3 委嘱状の交付

副市長から各委員に委嘱状を手渡した。

4 委員自己紹介

委員各自が自己紹介を行った。

5 事務局紹介

三浦総務部長から事務局職員を紹介した。

6 会長の選任

委員の互選により恒川委員を会長に選任した。

7 職務代理者の指名

会長が田代委員を職務代理者に指名した。

8 個人情報取扱事務について

個人情報取扱事務届出簿の審議及び報告

会 長	今回は新規審議案件2件、新規報告案件9件、変更報告案件2件です。よろしくお願ひします。
市民安心課 事務局	(「六合駅第3駐輪場防犯カメラ運用」について説明)
A 委 員	以前にも同様の届出があったと思いますが、どの施設に設置していますか。
市民安心課	市役所をはじめ、駅前駐輪場や島田駅南北自由通路等、公共施設22施設に137台の防犯カメラを設置し、犯罪防止に努めています。

A	委員	その際の届出について、本人以外からの個人情報の収集についての審議会意見は、類型9（公共事業等）でしたか。
事	務局	昨年も図書館の防犯カメラについて届出をしておりますが、その際も類型9を根拠に本人以外からの個人情報の収集を認めていただいています。
B	委員	録画したデータが1か月間保存されるということですが、何もなければ録画内容をチェックせずに上書きされますか。
市	民安心課	何もなければチェックをしません。録画されているかは定期的に点検します。
会	長	既に設置している防犯カメラについて、録画した画像を利用されたことはありますか。
市	民安心課	録画した画像を警察の要求に応じて外部提供したことがあると聞いております。
会	長	捜査令状に基づいて録画データを外部提供されていると思いますが、場合によっては任意提出を求められることもないかと思えます。そのような場合でも明確な根拠に基づいた外部提供ができるよう、事前にルールを決めておく必要があると思えます。
市	民安心課	警察と話し合っって設置した防犯カメラですので、外部提供についても話し合っって決めたいと思えます。捜査令状や警察署長の文書など形に残るものの提示をもって外部提供するなどのルールを決めたいと思えます。
会	長	事件とは関係ない人も映っていますので、慎重に話し合っった上のルールで外部提供した方がよいと思えます。
事	務局	補足になりますが、現在設置している防犯カメラについて警察からは刑事訴訟法第197条第2項を根拠に防犯カメラの映像の提供依頼がありますが、依頼を鵜呑みにするのではなく、警察に提供理由を確認した上で外部提供するようにしています。
会	長	本案件の審議事項は、個人情報の本人以外からの収集と収集したことの本人通知についてです。

本人以外から収集するというよりは、本人の同意なく容姿を撮られるという方が正しいと思いますが、類型9により公益上必要であり、撮影されたことの通知については、類型1（事務の性質から、本人に通知することで当該事務の円滑な実施を困難にすることが明らかである）により不要であるとの案が示されていますが、いかがでしょうか。

委員

異議なし。

会長

それでは、お認めしたいと思います。

都市計画課
事務局

（「景観審議会の委員選任事務」について説明）

A 委員

景観条例の施行はいつからですか。

都市計画課

平成26年1月1日から施行します。

A 委員

景観審議会が発足されると、今より強い権限を行使できるようになりますか。

都市計画課

現在は景観形成指導要綱に基づいて景観形成推進会議という庁内の会議により指導や助言を行っています。

A 委員

それが撤去したり、原状回復を命令したりすることができるようになるのですか。

都市計画課

基準の範囲内で撤去や原状回復命令を行えるようになります。

会長

それでは、審議事項についてですが、審議会の委員を選任するに当たり、最終的には本人の同意を得てから収集することになりますが、団体からの推薦をいただくなど、本人以外から個人情報収集するため、類型8（講師の選任）の案が示されています。また、本人への通知は類型3（事務の性質上、本人が他の方法により知り得ることが明らかであり、個別に通知することが現実的でない）が案として示されています。

これらを根拠としてお認めしてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

会 長	それでは、この案でお認めします。
健康づくり課 事務局	(「救護派遣看護師紹介事務」について説明)
会 長	登録した看護師の情報を市役所以外の団体へ提供することはありますか。
健康づくり課	毎年決まった団体からの依頼はありませんが、去年は漁業協同組合や高校から依頼がありました。去年は33件の依頼があり、そのうちの4件が外部からの依頼でした。
会 長	登録した看護師の情報はどのように管理されますか。
健康づくり課	その看護師からの辞退の申出があるまで一覧に登録します。
A 委 員	看護師を派遣するに当たり、看護師に何を確認されますか。
健康づくり課	日程による派遣の可否を確認しています。遠くへの派遣依頼がそれほどないため、場所で紹介する人を選ぶことはほとんどありません。
会 長	派遣後の報告を求めていますか。
健康づくり課	派遣後の報告は特に求めていませんが、救急バックやAEDなどの救護物品の貸出しも行っているため、貸出しや返却の際に派遣状況を確認しています。
会 長	救護業務を看護師に委託している感じですかね。 他に質問がないようでしたら、報告をお伺いしたこととします。
防 災 課 警 防 課 事 務 局	(「島田市の特殊標章及び身分証明書の交付」及び「島田市消防本部の特殊標章及び身分証明書の交付」について説明)
会 長	交付申請はどの時点で行いますか。平時からあらかじめ交付する人を決めていますか。それとも事態が起こりそうな時に申請を受けますか。

防 災 課	<p>実際にどのような武力攻撃が行われるのかわからず、国民保護業務も大切ですが、携わる人の生命を優先に考えておりますので、島田市では事前に交付することは考えていません。</p> <p>武力攻撃に応じて、もし協力者が現れるのであれば、交付申請をしていただきます。</p>
会 長	<p>港湾とか道路等の建設部門や物流部門に関係のある人が対象になりますね。本人の意思で携わるならよいですが、他人から勧められて申請されることはあるでしょうか。</p>
防 災 課	<p>生命の危険と隣り合わせの業務になりますので、簡単に推薦できないと思っています。</p>
A 委 員	<p>特殊標章の使用は非常事態のときに限られますか。</p>
防 災 課	<p>法律で国民を保護するときのみ使用できると定められています。</p>
A 委 員	<p>特殊標章に関する個人情報を警察等に外部提供することはありませんか。</p>
防 災 課	<p>特殊標章を着用することで、国際的に文民であることの証明になり、武力攻撃を受けることはありませんので、個人情報を外部提供することは想定していません。</p>
会 長	<p>特殊標章は県内の市町が同時に取扱いを始めますか。</p>
防 災 課	<p>国民保護法が平成16年に制定され、それに伴い市町が国民保護計画を策定し、その計画を策定した市町から特殊標章の取扱いを開始しています。</p>
会 長	<p>この事務は法定受託事務ですか。</p>
防 災 課	<p>法定受託事務ではありませんが、非常事態になった際は国から県、県から市へ情報が入り、国民保護活動を行うこととなります。国民保護という意味では国が中心になります。</p>
会 長	<p>では、このあたりで報告を伺ったこととします。</p>

学 校 教 育 課 事 務 局	(「食物アレルギー対応食提供事業」について説明。)
A 委 員	アレルギー体質には個人差があるのですか。
学 校 教 育 課	<p>どの食材によってアレルギーを引き起こすかには個人差があり、非常に多くの食材からアレルギーが引き起こされます。</p> <p>また、アレルギーの程度にも個人差があり、湿疹ができる程度の人もいれば、死に至ってしまう人もいます。</p> <p>個別給食の実施につきましては、子供たちの病状や病歴をよく把握した上で提供します。</p>
A 委 員	個別献立になりますか。
学 校 教 育 課	<p>アレルギー対応食専用の調理場を設けますが、全てのアレルギーに対応するのは困難ですので、アンケートにより特に必要であるアレルギー対応食を提供します。</p> <p>献立は通常の方と同じですが、その中から例えば卵や小麦といった代表的なアレルギー物質を取り除いて提供します。</p>
C 委 員	現在、アレルギー体質のある子供たちの給食はどのようにしていますか。
学 校 教 育 課	調理施設では取り除くことができませんので、家族や学校の先生に毎月配布している献立表を確認していただき、食べられないものを外していただいています。献立表には、アレルギー物質の表示もしていますので、表示からも判断していただいています。
C 委 員	給食を食べたらアレルギー体質のため亡くなってしまったという事例もありましたが、島田市には死に至るようなアレルギー体質の子供たちはいますか。
学 校 教 育 課	死に至るようなアレルギー体質を持っている子供がいるという話は聞いていませんが、その確認を含めてこれからアンケートを行います。
B 委 員	アレルギー体質は素人判断してしまうと思わぬところで反応してしまうことがありますので、医師の診断書を必ず確認するなど開始前にしっかり準備すべきだと思います。また、せっかくアレルギー対応食を作っても、通常の給食と間違えて食べてしまった

		ら大変ですので、給食センターを出てから子供たちに提供するまでの流れもしっかりしておくべきだと思います。
学 校 教 育 課		アレルギー体質の判断には医師の診断書を必須としていきます。また、給食の提供方法についてもマニュアル等を作成し、事故が起こらないよう注意していきます。
会	長	学校生活管理指導表や医師の診断書を用いてアレルギー体質を判断するというのですが、場合によっては医師や保健師に情報を外部提供して柔軟に対応することもあるのではないかと思います。この件の場合は、ありうることも想定して外部提供も行うとしてもよいのではないかと思います。
学 校 教 育 課		事務を進める中で外部に情報を提供する必要が生じた場合は、届出の変更を行いたいと思います。
会	長	それでは、報告を伺ったこととします。
長 寿 介 護 課 事 務 局		(「介護予防サポーター講座」について説明)
会	長	この講座は自分の家族に高齢の方がおられるので、介護予防のための知識等を身につけて、御家庭で介護予防をしていただくために開いていますか。
長 寿 介 護 課		そのような方もおりますが、地域のために介護予防のサポートをしたいということで参加されている方も多くおります。
会	長	介護予防サポーター講座への応募状況はいかがですか。
長 寿 介 護 課		定員である30人の応募があります。
会	長	他に意見等がなければ、報告を承ります。
長 寿 介 護 課 事 務 局		(「認知症予防事務」について説明)
A 委 員		検査結果を認知症サポートセンターから受け取る形で情報収集されますが、検査結果がサポートセンターから長寿介護課へ渡ることに対する本人の同意はどのような形でとりますか。

長 寿 介 護 課	サポートセンターが検査と認知症予防講座の講師を行いますので、その中で検査結果についての取扱いについて説明を行い、了承を得ています。
A 委 員	事業を行うことはよいと思いますが、検査結果は個人情報そのものですのでかなり慎重に取り扱うべきです。きちんと本人の同意を得た方がよいです。
会 長	病院が検査結果を保有するのは当然ですが、長寿介護課が医者や病院ではないのに検査結果を保有するのはおかしいと不審に思う人もいるので、適正に取り扱うことを事前によく説明し、受講者を安心させるべきです。
A 委 員	『長寿介護課が事業のために検査結果を活用します。』といった軽易な内容で構わないので、同意書をとった方がよいと思います。
会 長	申込書に同意に関する文書を含めるのもよいと思います。
長 寿 介 護 課	書面で検査結果を活用することについて同意をとるようにします。
会 長	この講座には何人の方が受講されていますか。
長 寿 介 護 課	150人の方が受講されています。
会 長	地域支援事業として行われますので、市としてもこのように実施しましたという資料が必要かもしれませんね。 この講座にかかる費用はどのように負担しますか。
長 寿 介 護 課	参加者からは受講費用をいただいております。 介護保険法に基づく事業ですので、国・県からの負担と介護保険の保険料を基に行っております。
会 長	他に御意見はよろしいでしょうか。それでは報告を伺ったことにします。
長 寿 介 護 課 事 務 局	(「げんきアップシニアサポーター養成講座」について説明)

会 長	サポーターは何歳くらいまでの方を対象に考えていますか。
長 寿 介 護 課	おおむね65歳から70歳までの方を対象として募集を行います。
会 長	応募した方の健康状態によって、受講をお断りした事例はありますか。
長 寿 介 護 課	募集の際、主治医の判断で運動を制限されている方は受講をお断りしますと周知しているため、今のところお断りした方はいらっしゃいません。
B 委 員	当日測った血圧が高かった場合、一度休んでから再度測るようなことはありますか。
長 寿 介 護 課	一度の結果だけで当日の参加をお断りするのではなく、再度測る場合もあります。
会 長	サポーター養成講座などは島田市独自のアイデアですか。それとも国などから一律のアイデアが示され、その中から選んで行われるのですか。
長 寿 介 護 課	このような事業を行っている自治体はあまりないです。 若い男性の方が介護予防のために参加していただくにはどのような方法をとればよいか考えた結果、このような事業を企画しました。
会 長	よろしいでしょうか。それでは報告を伺ったこととします。
長 寿 介 護 課 事 務 局	(「シニアトレーニンググループ開放事業」について説明)
会 長	シニアトレーニンググループはどこにありますか。
長 寿 介 護 課	市役所の西側にあるプラザおおりの1階にあります。
会 長	他に御意見がないようでしたら、報告を承ったこととします。
函 書 館 事 務 局	(「読書通帳称揚制度」について説明)

C	委員	この制度は島田図書館のみの受付ですか。金谷図書館や川根図書館では受け付けできませんか。
図	書館	読書通帳機が島田図書館にしかなく、読書通帳機でなければ1冊使い終わったことがわかりませんので、島田図書館のみ受け付けております。読書通帳の新規発行は金谷図書館や川根図書館でも行うことができます。
C	委員	金谷図書館等で本を借りても読書通帳に記載することはできますか。
図	書館	読書通帳は図書館管理システムにある貸出記録を基に記帳していますので、金谷図書館等で借りた本も島田図書館の読書通帳機で記帳することができます。
D	委員	称揚制度を始める前に読書通帳に記載していたものは、称揚制度の対象に含まれますか。それとも称揚制度を開始した日から1冊分を数えますか。
図	書館	今まで記帳した分を含めて読書通帳を1冊使い終わった人を対象としています。
D	委員	制度開始前に借りた分も対象になりますね。
図	書館	読書通帳を始めてから半年後に称揚制度を始めましたので、その間ということになりますが、対象になります。 称揚制度を開始した時点ですでに1冊使い切った人が7名おりましたので、その人たちは開始の際に称揚しております。
会	長	読書通帳には何冊分の貸出記録を記帳することができますか。
図	書館	1冊に216冊分の貸出記録を記録することができます。読書通帳を発行してから200日程度で使い終わっている方多いので、1日1冊ペースで借りている人が通帳を1冊使い終わっている計算になります。
会	長	よろしいでしょうか。それでは、報告を伺ったこととします。
図	書館 事務局	(「読書通帳」について説明)

会	長	以前、島田図書館へ行った際、借りたいと思った本がいくつかあったのですが、島田市へ年数回程度しか通っていない人は読書通帳を作ることができませんよね。
図	書 館	読書カード交付の対象範囲が拡大され、藤枝市、焼津市、静岡市等の近隣の市町にお住まいの方にも交付できるようになっています。そのため、島田市外にお住まいの方でもこの地域にお住まいの方であれば読書通帳を作ることができます。
会	長	他になければ報告を承ったこととします。
農	政 課	(「人・農地プラン事業」について説明)
事	務 局	
会	長	これは農林水産省の要綱に基づいた事業ですよ。進捗具合はいかがですか。
農	政 課	平成25年度から実質的にスタートしていますが、誰を地域の中心に据えるのが大変な作業になっております。今後も農業を続けていくために地域の担い手を養う事業ですので重要な作業だと思っております。
会	長	市は仲介のような事務も行いますか。
農	政 課	人・農地プランに登録するためには、どの程度の土地をどこに持っているかなど多くの手続きがありますので、土地の位置図を作成するなどの支援を行っております。
会	長	他に意見がなければ、報告を伺ったこととします。

○まとめ

新規審議案件2件について審議し、新規報告案件9件及び変更報告案件2件について報告を受けた。

4 その他

次回の会議は、平成26年3月頃に開催する予定です。